



平成 22 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塩野 紀子  
(コード番号 4537 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長 伊東 良宏  
(TEL. 03-3668-4511)

## 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会 招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 22 年 4 月 30 日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 22 年 4 月 30 日（金）
- (2) 公告日 平成 22 年 4 月 14 日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ssp.co.jp/>

#### 2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社の平成 22 年 2 月 10 日付プレスリリース「ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社の要請により、本臨時株主総会において、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記議案①が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、上記議案②の定款変更を行うためには、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、臨時株主総会と併せて、当社普通株主による種類株主総会を開催するため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上